

別紙 1 処分庁が原処分で利用を制限した情報と制限理由

*本表は、諮問庁提出の理由説明書の記載を基にまとめたものである。

(平成 27 年度諮問第 1 号)

1 利用を制限した箇所とその制限事由

No.	利用制限するとして 文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁
1	承認書	委員氏名、承認年、所属 長の氏名、役職名、印影	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	2-4
2	承諾書	電話番号、FAX 番号、個 人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	5
		承諾日、委員の勤務先住 所、勤務先名称、役職名、 氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
3	承認書	委員氏名、所属長の氏 名、役職名、印影	同上	6
4	承認依頼書	個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	7-8
		承認依頼日、委員氏名、 所属長の役職名、印影、 委嘱承認日等	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
5	承諾書	委員の住所、電話番号、 FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	9-10
		承諾日、委員の勤務先名 称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
6	委員委嘱依頼への回 答	全部	同上	11
7	承諾書	委員の住所、電話番号、 FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	12-13
		承諾日、委員の勤務先名 称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	

8	承認書	文書番号、委員氏名、承認日、所属長の役職名、氏名、印影	同上	14
9	委員から提供された文書	全部	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	15-17
10	承諾書	委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影	同上	18
		承諾日、委員の勤務先名称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
11	承認書	文書の割印、委員の氏名、承認日、所属長の氏名、役職名、印影	同上	19
12	承諾書	委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	20
		承諾日、委員の勤務先名称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
13	委員委嘱依頼への回答	全部	同上	21
14	承諾書	委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影、委員のメールアドレス	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	22
		承諾日、委員の勤務先住所、勤務先名称（諮問庁は「名称」と記載）、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
15	承認書（諮問庁は「承諾書」と記載）	個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	23
		委員氏名、承認日、所属長の役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
16	承諾書	委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	24
		委員の勤務先名称、役職	法第 16 条第 1 項第 1	

		名、氏名	号ニ	
17	承認書	委員氏名、承認日、所属 長の氏名、役職名、印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	25
18	委員から提供された 文書	全部	同上	26
19	委員委嘱依頼の起案 用紙	委員氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	28-29
20	委員委嘱依頼	全部	同上	30
21	委員委嘱依頼	全部	同上	32
22	承認書（諮問庁は「承 諾書」と記載）	委員氏名	同上	33
23	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運 営、5. 任期	同上	34
24	委員一覧	全部	同上	35-36
25	委員委嘱依頼	全部	同上	37-39
26	承認書	委員氏名	同上	40
27	名刺	全部	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	41
28	兼業依頼状	委員への報酬額	同上	42
		所属長の役職名、委員の 氏名、職名、所属、兼業 先の勤務形態等	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
29	メール文面	差出人及び宛先人のメ ールアドレス	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	43
		差出人の氏名、住所、電 話番号、FAX 番号、勤務 先名称、HP アドレス	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
30	兼業依頼状の記入要 領・様式	委員への報酬額	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	44-45
		所属長の役職名、所属法 人の HP アドレス等	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	

31	委員名簿	全部	同上	47
----	------	----	----	----

(注)「利用制限箇所」の裏写りについては、記載を省いた。

2 利用制限理由

(1) 個人情報について

本件異議申立てに係る個人情報は、検討会の委員を特定する情報（住所、電話番号、FAX番号、個人印影）、委員への報酬額及び個人に割り振られたメールアドレスであり、非現用文書となった現在においても、公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報について

利用決定に当たって、当館から移管元の行政機関の長に対し意見照会を行ったところ、①検討会に関与する個人及び法人を特定する情報並びに②物質指定に関する考え方や参考としている情報等が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する旨の意見の提出があった。移管元行政機関の長の意見では、これらの情報を公にすると、①反社会的勢力により危害を加えられるおそれ、並びに②指定を回避して新たな乱用薬物を作成しようとする者が現れる等規制物質の乱用を助長するおそれ及び今後の物質指定に影響を及ぼすおそれがあるとしており、国立公文書館の長として当該意見に相当の理由があると判断する。

異議申立人は、検討会委員の氏名について、薬事法上の指定薬物の指定に関する事項を審議する薬事・食品衛生審議会指定薬物部会（以下「部会」という。）の委員の氏名が公開されており、また、検討会委員であることが公になっている関係者が既にいるものの、いずれも反社会的勢力からの攻撃を受けたといった報告はなされていないこと、既に公にされている資料により部会と検討会の委員は兼任しているケースが多いと容易に推察できることをもって、利用に供すべきと主張する。

しかしながら、検討会と部会は、目的や位置付けが異なるものであり、部会委員の氏名が公開されていることを理由に、検討会委員の氏名を利用に供することは妥当でない。

また、検討会委員の中には、自ら委員であることを公表している者がいるが、これは個人の判断により公表しているものである。一方、反社会的勢力により危害を加えられるおそれを回避するため、委員であることを公表していない者がいる可能性もあることに鑑みると、個人の判断で行っている公表を理由に、委員の氏名を利用に供することはできないと判断する。

異議申立人は、検討会の議事要旨について、「審議会等の整理合理化に

関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」に基づき、審議会等の公開に係る措置に準じ、会議及び議事録を非公開とする場合には議事要旨を公開するものとするとしていることを受けて、全面的に公開すべきと主張する。

しかしながら、同計画の別紙3「審議会等の運営に関する指針」及び厚生労働省の「審議会等会合の公開に関する指針」において、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、議事要旨を公開することにより公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるとしており、議事要旨の全部公開を一律に求めているものではない。

(3) 結論

上記の理由から、個人の権利利益を侵害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本件異議申立てに係る情報について、利用制限を行うことが妥当である。

(平成27年度諮問第2号)

1 利用を制限した箇所とその制限事由

No.	利用制限するとして 文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物質
1	委員の委嘱依頼	運営要綱に係る記載等	法第16条第1項第1号ニ	49, 51
2	委員一覧	全部	同上	53-54
3	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運営、5. 任期	同上	55-56
4	配布資料一覧	資料1及び資料5ないし資料8の資料名	同上	60
5	資料1	全部	同上	61-63
6	資料2	我が国の物質指定に関する考え方(1以外)	同上	64-66
7	資料3	化学名・構造式等以外	同上	67-83
8	資料4の関連文書	全部	同上	93-117
9	資料5	全部	同上	118-147
10	資料6	全部	同上	148-170
11	資料7	全部	同上	170-189
12	資料8	全部	同上	190-215 (諮問庁は

				「190-214」 と記載)
13	検討会関係文書	全部	同上	214-226
14	委員連絡先	全部	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	228
15	FAX 送付状	委員の電話番号、FAX 番 号	同上	229
		委員の氏名・役職名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	
16	配布資料一覧	資料 1 及び資料 5 ない し資料 8 の資料名	同上	233

2 利用制限理由

(1) 個人情報について

本件異議申立てに係る個人情報は、検討会の委員を特定する情報（住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス）であり、非現用文書となった現在においても、公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報について

利用決定に当たって、当館から移管元の行政機関の長に対し意見照会を行ったところ、①検討会に関与する個人及び法人を特定する情報並びに②物質指定に関する考え方や参考としている情報等が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する旨の意見の提出があった。

移管元行政機関の長の意見では、これらの情報を公にすると、①反社会的勢力により危害を加えられるおそれ、並びに②指定を回避して新たな乱用薬物を作成しようとする者が現れる等規制物質の乱用を助長するおそれ及び今後の物質指定に影響を及ぼすおそれがあるとしており、国立公文書館の長として当該意見に相当の理由があると判断する。

異議申立人は、検討会委員の氏名について、薬事法上の指定薬物の指定に関する事項を審議する部会の委員の氏名が公開されており、また、検討会委員であることが公になっている関係者が既にいるものの、いずれも反社会的勢力からの攻撃を受けたといった報告はなされていないこと、既に公にされている資料により部会と検討会の委員は兼任しているケースが多いと容易に推察できることをもって、利用に供すべきと主張する。

しかしながら、検討会と部会は、目的や位置付けが異なるものであり、

部会委員の氏名が公開されていることを理由に、検討会委員の氏名を利用に供することは妥当でない。

また、検討会委員の中には、自ら委員であることを公表している者がいるが、これは個人の判断により公表しているものである。一方、反社会的勢力により危害が加えられるおそれを回避するため、委員であることを公表していない者がいる可能性もあることに鑑みると、個人の判断で行っている公表を理由に、委員の氏名を利用に供することはできないと判断する。

異議申立人は、検討会の議事要旨について、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」に基づき、審議会等の公開に係る措置に準じ、会議及び議事録を非公開とする場合には議事要旨を公開するものとするとしていることを受けて、全面的に公開すべきと主張する。

しかしながら、同計画の別紙3「審議会等の運営に関する指針」及び厚生労働省の「審議会等会合の公開に関する指針」において、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、議事要旨を公開することにより公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるとしており、議事要旨の全部公開を一律に求めているものではない。

(3) 結論

上記の理由から、個人の権利利益を侵害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本件異議申立てに係る情報について、利用制限を行うことが妥当である。

(平成27年度諮問第3号)

1. 利用を制限した箇所とその制限事由

No.	利用制限するとした 文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁
1	委員一覧	全部	法第16条第1項第1号ニ	236
2	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運営、5. 任期	同上	238
3	委員一覧	全部	同上	239
4	名刺	全部	法第16条第1項第1号イ、法第16条第1項第1号ニ	242

2 利用制限理由

(1) 個人情報について

本件異議申立てに係る個人情報は、個人に割り振られたメールアドレスであり、非現用文書となった現在においても、公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報について

利用決定に当たって、当館から移管元の行政機関の長に対し意見照会を行ったところ、①検討会に関与する個人及び法人を特定する情報並びに②物質指定に関する考え方や参考としている情報等が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する旨の意見の提出があった。

移管元行政機関の長の意見では、これらの情報を公にすると、①反社会的勢力により危害を加えられるおそれ、並びに②指定を回避して新たな乱用薬物を作成しようとする者が現れる等規制物質の乱用を助長するおそれ及び今後の物質指定に影響を及ぼすおそれがあるとしており、国立公文書館の長として当該意見に相当の理由があると判断する。

異議申立人は、検討会委員の氏名について、薬事法上の指定薬物の指定に関する事項を審議する部会の委員の氏名が公開されており、また、検討会委員であることが公になっている関係者が既にいるものの、いずれも反社会的勢力からの攻撃を受けたといった報告はなされていないこと、既に公にされている資料により部会と検討会の委員は兼任しているケースが多いと容易に推察できることをもって、利用に供すべきと主張する。

しかしながら、検討会と部会は、目的や位置付けが異なるものであり、部会委員の氏名が公開されていることを理由に、検討会委員の氏名を利用に供することは妥当でない。

また、検討会委員の中には、自ら委員であることを公表している者がいるが、これは個人の判断により公表しているものである。一方、反社会的勢力により危害を加えられるおそれを回避するため、委員であることを公表していない者がいる可能性もあることに鑑みると、個人の判断で行っている公表を理由に、委員の氏名を利用に供することはできないと判断する。

(3) 結論

上記の理由から、個人の権利利益を侵害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本件異議申立てに係る情報について、利用制限を行うことが妥当である。

(平成27年度諮問第4号)

1 利用を制限した箇所とその制限事由

No.	利用制限するとして 文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁
1	平成19年度第1回依存性薬物検討会議事要旨	出席者名、討議の一部	法第16条第1項第1号ニ	3-6
2	平成19年度第1回依存性薬物検討会 進行メモ	資料名、開会日時及び議題1の名称を除く部分 (諮問序は「開会日時及び議題1の名称を除く部分」と記載)	同上	34-36
3	検討会議事関係文書	全部	同上	37-38
4	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運営、5. 任期	同上	40
5	配布資料一覧	資料6の資料名	同上	43
6	資料1 議事要旨	出席者、議事の一部、討議	同上	44
7	資料2 我が国の物質指定に関する考え方	1以外	同上	45
8	資料3ないし資料5	化学名・構造式等以外	同上	46-48
9	資料6	全部	同上	49-77
10	検討会関係文書	全部	同上	78-96
11	配布資料一覧	資料6の資料名	同上	100
12	資料1 議事要旨	出席者氏名、議事の一部、討議	同上	101
13	資料2 我が国の物質指定に関する考え方	1以外	同上	102
14	資料3ないし資料5	化学名・構造式等以外	同上	103-105
15	資料6	全部	同上	106-160
16	委員一覧	全部	同上	164
17	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運営、5. 任期	同上	166

18	委員一覧	全部	同上	167
19	運営要綱	3. 構成の一部、4. 運営、5. 任期	同上	170
20	委員名簿	全部	同上	171
21	メール文面	メールアドレス	法第16条第1項第1号イ	218-219
22	FAX送付文書	全部	法第16条第1項第1号ニ	221

(注) 「利用制限箇所」の裏写りについては、記載を省いた。

2 利用制限理由

(1) 個人情報について

本件異議申立てに係る個人情報は、個人に割り振られたメールアドレスであり、非現用文書となった現在においても、公とされていない個人識別情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報について

利用決定に当たって、当館から移管元の行政機関の長に対し意見照会を行ったところ、①検討会に関与する個人及び法人を特定する情報並びに②物質指定に関する考え方や参考としている情報等が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する旨の意見の提出があった。

移管元行政機関の長の意見では、これらの情報を公にすると、①反社会的勢力により危害を加えられるおそれ、並びに②指定を回避して新たな乱用薬物を作成しようとする者が現れる等規制物質の乱用を助長するおそれ及び今後の物質指定に影響を及ぼすおそれがあるとしており、国立公文書館の長として当該意見に相当の理由があると判断する。

異議申立人は、検討会委員の氏名について、薬事法上の指定薬物の指定に関する事項を審議する部会の委員の氏名が公開されており、また、検討会委員であることが公になっている関係者が既にいるものの、いずれも反社会的勢力からの攻撃を受けたといった報告はなされていないこと、既に公にされている資料により部会と検討会の委員は兼任しているケースが多いと容易に推察できることをもって、利用に供すべきと主張する。

しかしながら、検討会と部会は、目的や位置付けが異なるものであり、部会委員の氏名が公開されていることを理由に、検討会委員の氏名を利用に供することは妥当でない。

また、検討会委員の中には、自ら委員であることを公表している者がい

るが、これは個人の判断により公表しているものである。一方、反社会的勢力により危害が加えられるおそれを回避するため、委員であることを公表していない者がいる可能性もあることに鑑みると、個人の判断で行っている公表を理由に、委員の氏名を利用に供することは妥当でない。

異議申立人は、検討会の議事要旨について、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」に基づき、審議会等の公開に係る措置に準じ、会議及び議事録を非公開とする場合には議事要旨を公開するものとする」とされていることを受けて、全面的に公開すべきと主張する。

しかしながら、同計画の別紙3「審議会等の運営に関する指針」及び厚生労働省の「審議会等会合の公開に関する指針」において、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、議事要旨を公開することにより公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるとしており、議事要旨の全部公開を一律に求めているものではない。

（3）結論

上記の理由から、個人の権利利益を侵害するおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本件異議申立てに係る情報について、利用制限を行うことが妥当である。

別紙２ 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

- １．本表は、諮問庁提出の補充理由説明書の記載を基にまとめたものである。
- ２．変更理由欄①～⑤の説明
 - ① 移管元行政機関の判断変更のため。
 - ② 原処分後物故者となっており、先例答申により、現時点において公開しても個人の権利利益を害するおそれはないとされているため。
 - ③ 厚生労働省の施設等機関のホームページにより公開されているため。
 - ④ 様式の一部であり、利用制限する特段の理由がないため。
 - ⑤ 一般的な記載に過ぎず、「資料の名称から、実際に用いた資料が推察・特定することができ」という移管元行政機関の主張は、合理性を持つ判断として許容される限度を超えるものと考えられるため。
- ３．行数及び文字数の数え方
 - (１) 行数については、空白行及び罫線のみのある行がある場合、当該空白行等は行数に数えない。
 - (２) 文字数については、句読点、半角の英数字及び記号は１文字と数え、空白及び罫線は数えない。
- ４．諮問第１号の表中、No.２の文書に関しては、当委員会で確認したところ、原処分において利用に供した利用用代替物において、先頭に編綴されているフォルダー内の文書のうちの２枚目と３枚目が入れ替わって編綴されており、利用用代替物においては、先頭に編綴されているフォルダー内の文書のうちの３枚目が「承諾書」となっている。

(平成２７年度諮問第１号)

No.	別紙１に 対応した No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利 用に供するとした 箇所	変更理由	代替物頁
１	１	先頭に編綴されて いるフォルダー内 の文書のうちの１ 枚目の「承認書」	承認年	①	３-４
２	２	同上の２枚目の「承 諾書」	承諾年月日	①	５
３	４-１	同上の３枚目の「承 認書」の裏写りに添 付された付箋紙（諮 問庁は「同上の４枚 目の「依存性薬物検	付箋紙の書き込み のうち、１行目ない し２行目	①	７

		討会の委嘱について」の左側の1枚に、添付された付箋紙」と記載)			
4	4-2	同上の4枚目の「依存性薬物検討会委員の委嘱について」	文書番号のうち号数、依頼日、本文3行目1文字目ないし8文字目、13文字目ないし5行目15文字目	①	7-8
5	4-3		囲みの中の左上の区画のうち氏名及び印影以外の部分、同じ囲みの中の下の区画のうち1行目	①	7-8
6	4-4		同じ囲みの右上の区画の見出し、その下の印影のうち上中下に分かれた部分の上中の部分	④	7-8
7	4-5		囲みの下の1行	①	7-8
8	4-6		囲みの右の上部及び下部の印影のうち上中下に分かれた部分の上中の部分	①	7-8
9	5-1	同上の5枚目の「承諾書」	承諾年月日	①	9
10	5-2	同上の6枚目の「承諾書」	承諾年月日	①	10
11	6	同上の7枚目	文書番号の4文字目ないし9文字目、回答年月日、宛先、標題、本文1行目1文字目ないし2行	①	11

			目 13 文字目、2行 目 19 文字目ないし 3行目 21 文字目、 3行目 29 文字目な いし 4 行目、5 行 目、6 行目の1文字 目ないし2文字目、 5 文字目ないし7 文字目、8行目1文 字目ないし6 文字 目		
12	7-1	同上の8枚目の「承 諾書」	承諾年月日	①	12
13	7-2	同上の9枚目の「承 諾書」	承諾年月日	①	13
14	8	同上の10枚目の「承 認書」	文書番号のうち4 文字目ないし8文 字目、承認年月日	①	14
15	9-1	同上の11枚目	1 行目ないし5行 目、6行目1文字目 ないし13 文字目、 6行目 18 文字目な いし 22 文字目、6 行目 28 文字目ない し7行目、8行目な いし11行目	①	15
16	9-2	同上の12枚目	1 行目ないし5行 目、6行目1文字目 ないし5文字目、6 行目 20 文字目ない し 23 文字目、7行 目 18 文字目ないし 23 文字目、8行目な いし33行目	①	16
17	9-3		6 行目 6 文字目な いし10 文字目	②	16

18	9-4		6行目 11 文字目ないし 15 文字目	③	16
19	9-5	同上の 13 枚目	全ての部分	①	17
20	10	同上の 14 枚目「承諾書」	承諾年月日	①	18
21	11	同上の 15 枚目「承認書」	承認年月日	①	19
22	12-1	同上の 16 枚目の「承諾書」	承諾年月日	①	20
23	12-2		「住所」欄記載事項、「勤務先名称」欄記載事項、「役職名」欄記載事項、「氏名」欄記載事項	③	20
24	13-1	同上の 17 枚目	1 行目 1 文字目ないし 3 文字目、4 行目、9 行目	③	21
25	13-2		上記以外の全て	①	21
26	14-1	同上の 18 枚目の「承諾書」	承諾年月日	①	22
27	14-2		「勤務先名称」欄記載事項、「役職名」欄記載事項、「氏名」欄記載事項	②	22
28	15	同上の 19 枚目の「承認書」	印影を除く利用制限部分の全て	②	23
29	16	同上の 21 枚目の「承認書」	承認年月日	①	25
30	17	同上の 22 枚目	7 行目ないし 15 行目 12 文字目、15 行目 17 文字目ないし 18 行目	①	26
31	20	平成 18 年 8 月 30 日付け決裁のうち資料の 1 枚目	1 行目ないし 3 行目、7 行目ないし 19 行目	①	30
32	21	同上の 3 枚目	1 行目ないし 3 行目、5 行目ないし 9 行目 8 文字目、9 行	①	32

			目 13 文字目ないし 11 行目 19 文字目、 11 行目 24 文字目ないし 14 行目		
33	23	「『依存性薬物検討会』運営要綱」（平成 18 年 8 月 30 日付け決裁の「参考」資料 1 枚目）	利用制限部分の全て	①	34
34	24-1	平成 18 年 8 月 30 日付け決裁の「参考」資料 2 枚目	1 行目、2 行目、5 行目 1 文字目、12 行目	④	35-36
35	24-2		3 行目	③	35-36
36	24-3		4 行目	②	35-36
37	25-1	No. 34~36 の次の 1 枚目	契印、1 行目ないし 2 行目、6 行目ないし 18 行目、6 行目に押された公印	①	37-38
38	25-2	No. 34~36 の次の 2 枚目	契印、1 行目ないし 2 行目、4 行目ないし 8 行目 8 文字目、4 行目に押された公印、8 行目 13 文字目ないし 10 行目 19 文字目、10 行目 24 文字目ないし 13 行目	①	39
39	28	「兼業依頼状（兼業許可申請書・許可書）」	兼業依頼先団体名及び代表者、文書番号、作成年月日、依頼する事業内容、依頼する役職名及び職務内容、兼業法人の所在地及び担当部署、担当者、連絡先電話番号、兼業	①	42

			(勤務)先所在地、 勤務態様及び兼業 予定期間		
40	30	「兼業依頼状(兼業 許可申請書・許可 書)」記入例	兼業従事者氏名及 び職名、勤務態様	①	44
41	31-1	上記記入例に続く	1行目	④	47
42	31-2	「承諾書」様式の次	2行目	③	47
43	31-3	の1枚目	3行目	②	47

(平成27年度諮問第2号)

No.	別紙1に 対応した No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利 用に供するとした 箇所	変更理由	代替物頁
44	1-1	「依存性薬物検討 会委員の委嘱につ いて」(案の1)	利用制限部分の全 て	①	49
45	1-2	「依存性薬物検討 会委員の委嘱につ いて」(案の2)	利用制限部分の全 て	①	51
46	2-1	上記(案の2)に続 く「承諾書」様式の 次の1枚目	1行目、2行目ない し8行目に押され た契印	④	53-54
47	2-2		2行目ないし4行 目	③	53-54
48	2-3		5行目ないし8行 目	②	53-54
49	3	「『依存性薬物検討 会』運営要綱」	利用制限部分の全 て	①	55
50	4-1	「配布資料一覧」	2行目	①	60
51	4-2		8行目ないし11行 目	⑤	60
52	5-1	上記「配布資料一 覧」の次の1枚目	1行目、1行目に押 された印、2行目な いし6行目、7行目 1文字目ないし5	①	61-62

			文字目、7行目 20 文字目ないし 23 文 字目、8行目 18 文 字目ないし 23 文字 目、9行目ないし 34 行目		
53	5-2		7行目 6 文字目な いし 10 文字目	②	61-62
54	5-3		7行目 11 文字目な いし 15 文字目	③	61-62
55	5-4	上記「配布資料一 覧」の次の2枚目	全ての部分	①	63
56	6-1	「資料2」に振られ た頁3	12行目ないし 16 行 目、17行目 1 文字、 21行目 1 文字目ない し 16 文字目、22 行 目 15 文字目ないし 23 行目	①	64-65
57	6-2	「資料2」に振られ た頁4	1行目 1 文字目、3 行目 1 文字目、5 行 目 1 文字目、7 行目 ないし 9 行目	①	66
58	7-1	「資料3 2-メチ ルアミノ-1- (3, 4-メチレンジオキ シフェニル) プロパ ン-1-オン (別名メ チロン) について」	「特徴」欄に記載さ れている部分の次 の行から数えて 1 行目、6 行目、10 行 目、15 行目	①	67-68
59	7-2	「資料3 2-メチ ルアミノ-1- (3, 4-メチレンジオキ シフェニル) プロパ ン-1-オン (別名メ チロン) について」 の次の1枚目	1 行目ないし 9 行 目、1 行目の下の図	①	69
60	9-1	資料4の最後の頁	1 行目ないし 3 行	⑤	118-119

		(原本に振られた 頁 8) の次の 26 枚目	目、添付された付箋 紙の書き込み		
61	9-2	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 40 枚目	1 行目ないし 2 行 目	⑤	133
62	10	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 55 枚目	1 行目ないし 3 行 目	⑤	148
63	11	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 77 枚 目	1 行目	①	170, 171
64	12	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 96 枚 目	1 行目	①	190, 191
65	13-1	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 119 枚 目	1 行目ないし 10 行 目、10 行目の図、図 の下の 1 行目ない し 3 行目	①	214-215
66	13-2		図の下 4 行目、8 行目、11 行目、15 行目	①	214-215
67	13-3	資料 4 の最後の頁 (原本に振られた 頁 8) の次の 120 枚 目ないし 130 枚目	全ての部分	①	216-226
68	14-1	資料 4 の最後の頁	1 行目	④	228
69	14-2	(原本に振られた 頁 8) の次の 132 枚	2 行目 1 文字目な いし 4 文字目	② (諮問序は「③」 と記載)	228
70	14-3	目	3 行目ないし 7 行 目	②	228
71	14-4		8 行目ないし 11 行 目、13 行目	③	228
72	16-1	「配布資料一覧」	2 行目	①	233
73	16-2		8 行目ないし 11 行	⑤	233

			目		
--	--	--	---	--	--

(平成 27 年度諮問第 3 号)

No.	別紙 1 に 対応した No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利 用に供するとした 箇所	変更理由	代替物頁
74	1-1	平成 18 年 10 月 31 日付け決裁の資料 部分の 1 枚目	1 行目ないし 3 行 目、4 行目ないし 5 行目に押された契 印、15 行目	④	236
75	1-2		4 行目	②	236
76	1-3		5 行目	③	236
77	2	「『依存性薬物検討 会』運営要綱」	利用制限部分の全 て	①	238
78	3-1	上記運営要綱の次 の 1 枚目	1 行目ないし 2 行 目、14 行目	④	239
79	3-2		3 行目	②	239
80	3-3		4 行目	③	239
81	4	薬食第 1031010 号 「平成 18 年度第 1 回依存性薬物検討 会の開催について」 の次の 1 枚目	下に横書きで記載 されている部分	左記箇所を公にし たとしても特定の 個人を識別するこ とができないため。	242

(平成 27 年度諮問第 4 号)

No.	別紙 1 に 対応した No.	文書の件名等	諮問庁が新たに利 用に供するとした 箇所	変更理由	代替物頁
82	1-1	「平成 19 年度 第 1 回依存性薬物検 討会議事要旨」	7 行目 1 文字目な いし 5 文字目、7 行 目 20 文字目ないし 23 文字目、8 行目 9 文字目ないし 14 文 字目、8 行目 20 文 字目ないし 27 文字 目、9 行目、「4.	①	3-6

			討議」のうち、「○ 2C-T-2」の「(1)」 の全て、「(2)」の 2行目 34 文字目な いし3行目、5行目 ないし8行目、「○ 2C-T-4」の「(1)」 の全て、「(2)」の 2行目 34 文字目な いし3行目、5行目 ないし8行目、「○ 2C-I」の「(1)」 の全て、「(2)」の 2行目 34 文字目な いし3行目、5行目 ないし8行目		
83	1-2		7行目 6 文字目な いし10 文字目	②	3-6
84	1-3		7行目 11 文字目な いし15 文字目	③	3-6
85	2-1	「平成 19 年度第1 回依存性薬物検討 会 進行メモ」	1 枚目の 3 行目な いし 19 行目、2 枚 目の 25 行目ないし 33 行目、3 枚目	①	34-36
86	2-2		1 枚目の 20 行目な いし 25 行目、2 枚 目の 3 行目ないし 24 行目	移管元行政機関は 左記部分を明らか にすると、検討会に 用いた資料が特定 可能であり、資料が 特定された結果麻 薬等の指定基準が 推察される可能性 があること、乱用薬 物を現に取り扱っ ている者や新たに 作成・悪用しようと	34-35

する者等（「それらの者」という）により、麻薬の基準を満たさないが乱用されることによって人体に害をなす物質（「未規制の乱用物質」という）の作成を容易にし、それらが世に蔓延する可能性が高まり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、それらの者が未規制の乱用物質を売買することで不当な利益を得るおそれがあるということを主張している。

しかし、左記内容は、資料の概要であり、検討会に用いた資料が特定可能であるほど詳細なものとは考えられない。

また、その内容は、利用に供することとした議事要旨（「平成19年度 第1回依存性薬物検討会議事要旨」）から容易に推測できるか、または検討当時の状況の客観的記

				述以上のものではなく、これらの記載を利用制限することは議事要旨を公開することとの整合性を欠くものと考えられるため。	
87	3	上記進行メモの3枚目の次の1枚目及び2枚目	全ての部分	①	37-38
88	4	「『依存性薬物検討会』運営要綱」	利用制限部分の全て	①	40
89	5	「配布資料一覧」	7行目1文字目ないし3文字目	④	43
90	6-1	「資料1」	7行目1文字目ないし5文字目、7行目20文字目ないし23文字目、8行目10文字目ないし15文字目、9行目、13行目、16行目ないし43行目	①	44
91	6-2		7行目6文字目ないし10文字目	②	44
92	6-3		7行目11文字目ないし15文字目	③	44
93	7	「資料2」	12行目から16行目、17行目1文字目、21行目1文字目ないし16文字目、22行目の14文字目ないし同行目の末尾、23行目1文字目、25行目1文字目、27行目1文字目、29行目ないし31行目	①	45

94	8-1	「資料3」	「特徴」欄記載事項 の次の行から1行 目、5行目、9行目、 15行目のみ	①	46
95	8-2	「資料4」	「特徴」欄記載事項 の次の行から1行 目、7行目、12行目、 18行目のみ	①	47
96	8-3	「資料5」	「特徴」欄記載事項 の次の行から1行 目、5行目、9行目、 15行目のみ	①	48
97	9	「資料5」の次の1 枚目	1行目	④	49
98	10-1	利用に供している 白紙で右端に太線 の入った中表紙の 次の4枚目ないし 5枚目	全ての部分	検討会の議題とな っている薬物に関 する厚労省の公表 データであり、当該 部分から「麻薬の指 定基準を推察する こと」は不可能と考 えられるため。	81-82
99	10-2	同上の6枚目	全ての部分	当該箇所に記載さ れている物質は、既 に麻薬として指定 されているところ、 当該部分は当該物 質の麻薬指定検討 段階における検討 の方向性に関する 一般的記述に過ぎ ず、かつ、実際に使 用されたものかも 不明であり、現段階 で利用を制限すべ き理由があるとは	83

				考えられないため。	
100	10-3	同上の7枚目	4行目ないし20行目	①	84
101	10-4		1行目ないし3行目、21行目ないし24行目	本件文書と関連するNo.103～105の文書は、移管元行政機関の判断変更等により、一部を除いて利用に供することとしたところ（以下、当該新たに利用に供するとした部分を「新規公開部分」という。）、左記部分には新規公開部分の内容を超える記述は含まれていない。したがって、左記部分の記載を利用制限することは新規公開部分との整合性を欠くものと考えられるため。	84
102	10-5	同上の8枚目	全ての部分	同上	85
103	10-6	同上の9枚目	1行目ないし6行目5文字目、6行目20文字目ないし23文字目、7行目14文字目ないし19文字目、8行目ないし32行目	①	86
104	10-7		6行目6文字目ないし10文字目	②	86
105	10-8		6行目11文字目ないし15文字目	③	86

106	10-9	同上の 10 枚目ないし 12 枚目	19 行目ないし 36 行目、11 枚目ないし 12 枚目	①	87-89
107	10-10	同上の 13 枚目	4 行目ないし 19 行目	①	90
108	10-11		1 行目ないし 3 行目、20 行目ないし 26 行目	本件文書と関連する No.110～112 の文書は、移管元行政機関の判断変更等により、一部を除いて利用に供することとしたところ（以下、当該新たに利用に供するとした部分を「新規公開部分」という。）、左記部分には新規公開部分の内容を超える記述は含まれていない。したがって、左記部分の記載を利用制限することは新規公開部分との整合性を欠くものと考えられるため。	90
109	10-12	同上の 14 枚目	全ての部分	同上	91
110	10-13	同上の 15 枚目	1 行目ないし 6 行目 5 文字目、6 行目 20 文字目ないし 23 文字目、7 行目 14 文字目ないし 19 文字目、8 行目ないし 18 行目、19 行目 1 文字目ないし 3 文字目、21 行目、22	①	92

			行目 1 文字目ないし 3 文字目、24 行目 1 文字目ないし 3 文字目、26 行目、27 行目、28 行目 1 文字目ないし 3 文字目、30 行目ないし 34 行目、35 行目 1 文字目ないし 4 文字目、同行 11 文字目ないし 13 文字目		
111	10-14		6 行目 6 文字目ないし 10 文字目	②	92
112	10-15		6 行目 11 文字目ないし 15 文字目	③	92
113	10-16	同上の 16 枚目	1 行目ないし 15 行目、16 行目 1 文字目、17 行目、18 行目、19 行目 1 文字目、20 行目ないし 31 行目、32 行目 1 文字目、33 行目ないし 38 行目、39 行目 1 文字目、40 行目	①	93
114	10-17	同上の 17 枚目	1 行目ないし 10 行目、11 行目 1 文字目、12 行目ないし 14 行目 1 文字目、15 行目ないし 24 行目、25 行目 1 文字目、26 行目 13 文字目ないし 30 行目、31 行目 1 文字目、32 行目、33 行目 1 文字目、34 行目、35 行目、36 行目 1 文字目、37 行	①	94

			目、38 行目、39 行目 1 文字目、40 行目、41 行目 1 文字目		
115	10-18	同上の 18 枚目	1 行目ないし 6 行目、7 行目 1 文字目、8 行目ないし 10 行目、11 行目 1 文字目、12 行目ないし 13 行目、14 行目 1 文字目、15 行目ないし 21 行目、22 行目 1 文字目、23 行目ないし 30 行目、31 行目 10 文字目ないし 34 行目、35 行目 1 文字目、36 行目 1 文字目ないし 17 文字目、30 文字目ないし 35 文字目、37 行目ないし 39 行目、40 行目 1 文字目、41 行目	①	95
116	10-19	同上の 19 枚目	1 行目 1 文字目、2 行目 22 文字目ないし 4 行目、5 行目 1 文字目、6 行目ないし 10 行目、11 行目 1 文字目、12 行目ないし 26 行目、27 行目 1 文字目、28 行目ないし 30 行目、31 行目 1 文字目、32 行目、33 行目 1 文字目、34 行目、35 行目 1 文字目、36 行目ないし 38 行目、39	①	96

			行目 1 文字目、40 行目		
117	11	「配布資料一覧」	7 行目 1 文字目ないし 3 文字目	④	100
118	12-1	「資料 1」	7 行目 1 文字目ないし 5 文字目、7 行目 20 文字目ないし 23 文字目、8 行目 10 文字目ないし 15 文字目、9 行目、13 行目、16 行目ないし 43 行目	①	101
119	12-2		7 行目 6 文字目ないし 10 文字目	②	101
120	12-3		7 行目 11 文字目ないし 15 文字目	③	101
121	13	「資料 2」	12 行目から 16 行目、17 行目 1 文字目、21 行目 1 文字目ないし 16 文字目、22 行目の 14 文字目ないし同行目の末尾、23 行目 1 文字目、25 行目 1 文字目、27 行目 1 文字目、29 行目、30 行目ないし 31 行目	①	102
122	14-1	「資料 3」	「特徴」欄記載事項の次の行から 1 行目、5 行目、9 行目、15 行目のみ	①	103
123	14-2	「資料 4」	「特徴」欄記載事項の次の行から 1 行目、7 行目、12 行目、18 行目のみ	①	104
124	14-3	「資料 5」	「特徴」欄記載事項	①	105

			の次の行から1行 目、5行目、9行目、 15行目のみ		
125	15	「資料5」の次の1 枚目	1行目	④	106
126	16-1	平成19年9月4日 付け決裁の資料部 分の1枚目	1行目ないし3行 目、4行目ないし5 行目に押された契 印、15行目、欄外に 押された契印	④	164
127	16-2		4行目	②	164
128	16-3		5行目	③	164
129	17	「『依存性薬物検討 会』運営要綱」	利用制限部分の全 て	①	166
130	18-1	上記運営要綱の次 の1枚目	1行目ないし2行 目、14行目	④	167
131	18-2		3行目	②	167
132	18-3		4行目	③	167
133	19	「『依存性薬物検討 会』運営要綱」	利用制限部分の全 て	①	170
134	20-1	上記運営要綱の次 の1枚目	1行目ないし2行 目、14行目	④	171
135	20-2		3行目	②	171
136	20-3		4行目	③	171
137	21	2006年10月26日木 曜日 15:49 付メー ル文面	宛先のうち3人目、 CCのうち、1人目、 3人目、11人目、13 人目のメールアドレス	①	218
138	22	平成18年11月22 日付けFAX送付文書 のうち送り状の次 の1枚	全ての部分	①	221

別紙3 諮問庁がなお利用制限を維持する情報

1. 表中の「利用制限する」とした文書の件名等」は基本的に「別紙1」の記載に合わせた。
2. 表中の記号等の説明
 - (1) 表中の【撤回1】印の部分は、諮問庁が補充理由説明書において、利用制限事由の一部を撤回するとした部分である。諮問庁はその理由として「検討会は懇談会等行政運営上の会合に該当するものであるため、検討会の委員の氏名等は、審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）の別紙4『懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針』1に基づき、審議会等の委員の氏名等に準じ、原則として公表するものと考えられる。本件情報は、委員の勤務先の情報であることから、慣行として公にすることが予定されている情報であって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当することとなるため。」としている。
 - (2) 表中の【撤回2】印の部分は、諮問庁が補充理由説明書において、利用制限事由の一部を撤回するとした部分である。諮問庁はその理由として「検討会は懇談会等行政運営上の会合に該当するものであるため、検討会の委員の氏名等は、上述のとおり、原則として公表するものと考えられる。本件に記載されている者は委員に準じる立場である。また、本件情報は、当該個人の勤務先の情報であることから、慣行として公にすることが予定されている情報であって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当することとなるため。」としている。
 - (3) 表中の【追加1】印の部分は、諮問庁が補充理由説明書において、利用制限事由の一部を追加するとした部分である。諮問庁はその理由として「当該印影は、独立行政法人等の活動において重要な役割を果たしているものであり、これが公にされると、偽造等によって法人としての認証的機能が侵害され、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることを否定することができず、当該情報を公にすることにより当該情報における経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第16条第1項第1号ロのうち、情報公開法第5条第6号ホに該当することとなるため。」としている。
 - (4) 表中の【追加2】印の部分は、諮問庁が補充理由説明書において、利用制限事由の一部を追加するとした部分である。諮問庁はその理由として「当該印影は、当該法人の活動において重要な役割を果たしているものであり、これが公にされると、偽造等によって法人としての認証的機能が侵害され、当該法人に財産的損害等を及ぼし、当該法人における経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第16条第1項第1号ロのうち、情報公開法第5条第2号に該当することとなるため。」としている。
 - (5) 表中の※印の部分は、諮問庁が補充理由説明書において、審査会答申を踏まえて更なる検討を行っても、なお利用制限を行った原処分を維持する箇所であると、特段述べている部分である。
 - (6) 「利用制限箇所」の裏写りについては各表内に記載していない。

(平成 27 年度諮問第 1 号)

No.	別紙 1 に対応 したNo.	利用制限するとし た文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物質	答申書本文 における該 当箇所の項 番号
1	1	承認書	委員氏名、所属長 の氏名・役職名・ 印影	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	2-4	第 5.3 (2)
2	2	承諾書	個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、 法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	5	第 5.3 (2)
			委員の勤務先住 所、電話番号【撤 回 1】、FAX 番号【撤 回 1】、勤務先名 称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	5	
3	3	承認書	委員氏名、所属長 の氏名・役職名・ 印影	同上	6	第 5.3 (2)
	—		左記の裏写りに添 付された付箋紙 (諮問庁は「依存 性薬物検討会の委 嘱について」の左 側の 1 枚に添付さ れた付箋紙」と記 載)の書き込みの うち 3 行目	同上	7	
4	4	承認依頼書	委員氏名、所属長 の役職名、囲み の中の右上の区画 の印影のうち上中 下に分かれた部分 の下部分、囲みの	同上	7-8	第 5.3 (2)

			右の上部及び下部の印影のうち上中下に分かれた部分の下の部分			
			囲みの中の左上の区画に押された印影【追加1】	法第16条第1項第1号イ、法第16条第1項第1号ロ、法第16条第1項第1号ニ	7-8	
5	5	承諾書	1枚目及び2枚目の個人印影、2枚目の委員の住所、電話番号、FAX番号	法第16条第1項第1号イ、法第16条第1項第1号ニ	9-10	第5.3 (2)
			1枚目の委員の住所【撤回1】、電話番号【撤回1】、FAX番号【撤回1】、委員の勤務先名称、役職名、氏名、2枚目の委員の勤務先名称、役職名、氏名	法第16条第1項第1号ニ	9-10	
6	6	委員委嘱依頼への回答	文書番号の1文字目ないし3文字目、回答者の所属・氏名、本文2行目14文字目ないし18文字目、3行目22文字目ないし28文字目、6行目3文字目ないし4文字目、8文字目ないし7行目、8行目7文字	同上	11	第5.3 (2)

			目ないし 9 行目			
7	7	承諾書	1 枚目及び 2 枚目の委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	12-13	第 5.3 (2)
			1 枚目及び 2 枚目の委員の勤務先名称、役職名、氏名	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	12-13	
8	8	承認書	文書番号の一部※、委員氏名、所属長の役職名・氏名	同上	14	第 5.3 (2)
			「所属長」欄に押された印影【追加 2】	法第 16 条第 1 項第 1 号ロ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	14	
9	9	委員から提供された文書	1 枚目の 15 行目	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	15-16	第 5.3 (2)
			1 枚目の 6 行目 14 文字目ないし 17 文字目、23 文字目ないし 27 文字目、12 行目ないし 13 行目、14 行目【撤回 1】、2 枚目の 6 行目 16 文字目ないし 19 文字目、24 文字目ないし 7 行目 17 文字目	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	15-16	
10	10	承諾書	委員の住所、電話番号、FAX 番号、個人印影	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	18	第 5.3 (2)
			委員の勤務先名	法第 16 条第 1	18	

			称、役職名、氏名	項第1号ニ		
11	11	承認書	委員の氏名、所属 長の氏名・役職名	同上	19	第5.3(2)
			文書の割印（諮問 庁は補充理由説明 書において「独立 行政法人等の割 印」と記載）【追加 2】、「所属長」欄 に押された印影 【追加2】	法第16条第1 項第1号ロ、 法第16条第1 項第1号ニ	19	
12	12	承諾書	電話番号、FAX 番 号、個人印影	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	20	第5.3(2)
13	14	承諾書	委員の住所、電話 番号、FAX 番号	同上	22	第5.3(2)
14	15	承認書	「所属長」欄に押 された印影【追加 2】	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ロ、 法第16条第1 項第1号ニ	23	第5.3(2)
15	16	承諾書	個人印影	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	24	第5.3(2)
			委員の住所【撤回 1】、電話番号【撤 回1】、FAX 番号【撤 回1】、勤務先名 称、役職名、氏名	法第16条第1 項第1号ニ	24	第5.3(2)
16	17	承認書	委員の氏名、所属 長の氏名・役職名	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	25	第5.3(2)

			「所属長」欄に押された印影【追加1】	法第16条第1項第1号イ、法第16条第1項第1号ロ、法第16条第1項第1号ニ	25	
17	18	委員から提供された文書	24行目9文字目ないし40文字目	法第16条第1項第1号イ、法第16条第1項第1号ニ	26	第5.3(2)
			左上のロゴ、1行目ないし4行目、5行目ないし6行目【撤回1】、15行目13文字目ないし16文字目、19行目ないし22行目、23行目【撤回1】、24行目1文字目ないし8文字目及び同行41文字目	法第16条第1項第1号ニ	26	
18	19	委員委嘱依頼の起案用紙	委員の氏名	同上	29	第5.3(2)
19	20	委員委嘱依頼	4行目ないし6行目	同上	30	第5.3(2)
20	21	委員委嘱依頼	4行目、9行目9文字目ないし12文字目、11行目20文字目ないし23文字目	同上	32	第5.3(2)
21	22	承認書	委員の氏名	同上	33	第5.3(2)
22	24	委員一覧	5行目2文字目ないし11行目	同上	35-36	第5.3(2)
23	25	委員委嘱依頼	1枚目の3行目ないし5行目、2枚	同上	37-39	第5.3(2)

			目の3行目、8行目 9文字目ないし 12文字目、10行目 20文字目ないし 23文字目			
24	26	承認書	委員氏名	同上	40	第5.3(2)
25	27	名刺	右から9行目	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	41	第5.3(2)
			右から1行目ない し5行目、6行目 ないし8行目【撤 回1】、10行目	法第16条第1 項第1号ニ	41	
26	28	兼業依頼状	委員への報酬額	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	42	第5.3(2)
			所属長の役職名・ 氏名、委員の氏 名・職名・所属	法第16条第1 項第1号ニ		第5.3(2)
27	29	メール文面	差出人及び宛先 人のメールアドレス	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	43	第5.3(2)
			差出人の氏名・住 所・電話番号・FAX 番号・勤務先名 称・HPアドレス	法第16条第1 項第1号ニ	43	
28	30	兼業依頼状の記入 要領・様式	委員への報酬額	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	44-45	第5.3(2)
			所属長の役職名、 所属法人のHPア ドレス等	法第16条第1 項第1号ニ		

29	31	委員名簿	4 行目ないし 11 行目	同上	47	第 5.3 (2)
----	----	------	---------------	----	----	-----------

(平成 27 年度諮問第 2 号)

No.	別紙 1 に対応 したNo.	利用制限するとし た文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁	答申書本文 における該 当箇所の項 番号
30	2	委員一覧	9 行目ないし 30 行目	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	53-54	第 5.3 (2)
31	5	「資料 1」	7 行目 16 文字目 ないし 19 文字目、 24 文字目ないし 8 行目 17 文字目	同上	61-63	第 5.3 (6)
32	6	「資料 2」	左記に振られた頁 3 の 17 行目 2 文 字目ないし 20 行 目、21 行目 17 文 字目ないし 22 行 目 14 文字目、同頁 4 の 1 行目 2 文字 目ないし 2 行目、 3 行目 2 文字目な いし 4 行目、5 行 目 2 文字目ないし 6 行目	同上	64-66	第 5.3 (6)
33	7	「資料 3」	1 枚目の「特徴」 欄に記載されてい る部分の次の行か ら数えて 2 行目な いし 5 行目、7 行 目ないし 9 行目、 11 行目ないし 14 行目※、16 行目な いし 17 行目※、2 枚目の 10 行目な	同上	67-83	第 5.3 (6)

			いし末尾まで※、 3枚目以降全ての 部分			
34	8	「資料4」の関連 文書	全て	同上	93-117	第5.3 (6)
35	9	「資料5」	1枚目の4行目な いし末尾まで、2 枚目ないし14枚 目、15枚目3行目 ないし29枚目末 尾まで	同上	118-147	第5.3 (6)
36	10	「資料6」	1枚目の4行目な いし22枚目の末 尾まで	同上	148-170	第5.3 (6)
37	11	「資料7」	1枚目の2行目以 降全ての部分	同上	170-189	第5.3 (6)
38	12	「資料8」	1枚目の2行目以 降全ての部分	同上	190-215 (諮問庁 は「190- 214」と記 載)	第5.3 (6)
39	13	検討会関係文書	左記の図の下の5 行目ないし7行 目、9行目ないし 10行目、12行目な いし14行目※、16 行目ないし19行 目※	同上	214-226	第5.3 (6)
40	14	委員連絡先	12行目、14行目5 文字目ないし32 文字目、19行目、 20行目4文字目な いし33文字目、25 行目、26行目5文 字目ないし25文 字目、31行目、32	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	228	第5.3 (5)

			行目 5 文字目ない し 30 文字目、37 行目、43 行目、44 行目 5 文字目ない し 45 行目、49 行 目ないし 50 行目、 51 行目 4 文字目な いし 34 文字目、56 行目			
			2 行目 5 文字目な いし 33 文字目、14 行目 1 文字目ない し 4 文字目、15 行 目ないし 18 行目、 20 行目 1 文字目な いし 3 文字目、21 行目ないし 24 行 目、26 行目 1 文字 目ないし 4 文字 目、27 行目ないし 30 行目、32 行目 1 文字目ないし 4 文 字目、33 行目ない し 36 行目、38 行 目ないし 42 行目、 44 行目 1 文字目な いし 4 文字目、46 行目ないし 48 行 目、51 行目 1 文字 目ないし 3 文字 目、52 行目ないし 55 行目	法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	228	
41	15	FAX 送付状	一部委員の電話番 号、FAX 番号	法第 16 条第 1 項第 1 号イ、 法第 16 条第 1 項第 1 号ニ	229	第 5.3 (5)

			一部委員の氏名・ 役職名	法第16条第1 項第1号ニ	229	
--	--	--	-----------------	------------------	-----	--

(平成27年度諮問第3号)

No.	別紙1 に対応 したNo.	利用制限するとし た文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁	答申書本文 における該 当箇所の項 番号
42	1	委員一覧	6行目ないし14 行目	法第16条第1 項第1号ニ	236	第5.3(4)
43	3	委員一覧	5行目ないし13 行目	同上	239	第5.3(4)
44	4	名刺	右から10行目	法第16条第1 項第1号イ、 法第16条第1 項第1号ニ	242	第5.3(4)
			右から1行目ない し7行目、右から 8行目ないし9行 目【撤回2】	法第16条第1 項第1号ニ	242	

(平成27年度諮問第4号)

No.	別紙1 に対応 したNo.	利用制限するとし た文書の件名等	利用制限箇所	利用制限事由	代替物頁	答申書本文 における該 当箇所の項 番号
45	1	「平成19年度 第1回依存性薬物 検討会議事要旨」	1枚目の7行目16 文字目ないし19 文字目、24文字目 ないし8行目8文 字目、15文字目な いし19文字目	法第16条第1 項第1号ニ	3-6	第5.3(3) ①
46	5	「配布資料一覧」	資料6の資料名	同上	43	第5.3(6)
47	6	「資料1」議事要 旨	7行目16文字目 ないし19文字目、 24文字目ないし8	同上	44	第5.3(3) ①

			行目 9 文字目			
48	7	「資料 2」我が国の物質指定に関する考え方	17 行目 2 文字目ないし 20 行目、21 行目 17 文字目ないし 22 行目 13 文字目、23 行目 2 文字目ないし 24 行目、25 行目 2 文字目ないし 26 行目、27 行目 2 文字目ないし 28 行目	同上	45	第 5.3 (6)
49	8	「資料 3」ないし「資料 5」	資料 3 の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて 2 行目ないし 4 行目、6 行目ないし 8 行目、10 行目ないし 14 行目※、16 行目※、資料 4 の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて 2 行目ないし 6 行目、8 行目ないし 11 行目、13 行目ないし 17 行目※、19 行目ないし 20 行目※、資料 5 の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて 2 行目ないし 4 行目、6 行目ないし 8 行目、10 行目ないし 14 行目※、16 行目※	同上	46-48	第 5.3 (6)
50	9	「資料 6」	1 枚目の 2 行目以降全ての部分	同上	49-77	第 5.3 (6)

51	10	検討会関係文書	中表紙の次の 1 枚 目ないし 3 枚目、 9 枚目 6 行目 16 文字目ないし 19 文字目、6 行目 24 文字目ないし 7 行 目 13 文字目、33 行目ないし 35 行 目※、中表紙の次 の 10 枚目 1 行目 ないし 18 行目※、 中表紙の次の 15 枚目 6 行目 16 文 字目ないし 19 文 字目、6 行目 24 文 字目ないし 7 行目 13 文字目、19 行目 4 文字目ないし 20 行目※、22 行目 4 文字目ないし 23 行目※、24 行目 4 文字目ないし 25 行目※、28 行目 4 文字目ないし 29 行目※、35 行目 5 文字目ないし 10 文字目※、中表紙 の次の 16 枚目 16 行目 2 文字目ない し 7 文字目※、19 行目 2 文字目ない し 7 文字目※、32 行目 2 文字目ない し 7 文字目※、39 行目 2 文字目ない し 7 文字目※、中	同上	78-96	第 5.3 (3) ②、第 5.3 (3) ③、第 5.3 (6)
----	----	---------	---	----	-------	--

表紙の次の 17 枚
目 11 行目 2 文字
目ないし 7 文字目
※、14 行目 2 文字
目ないし 7 文字目
※、25 行目 2 文字
目ないし 7 文字目
※、26 行目 1 文字
目ないし 12 文字
目※、31 行目 2 文
字目ないし 7 文字
目※、33 行目 2 文
字目ないし 7 文字
目※、36 行目 2 文
字目ないし 7 文字
目※、39 行目 2 文
字目ないし 7 文字
目※、41 行目 2 文
字目ないし 7 文字
目※、中表紙の次
の 18 枚目 7 行目 2
文字目ないし 7 文
字目※、11 行目 2
文字目ないし 7 文
字目※、14 行目 2
文字目ないし 7 文
字目※、22 行目 2
文字目ないし 7 文
字目※、31 行目 1
文字目ないし 9 文
字目※、35 行目 2
文字目ないし 7 文
字目※、36 行目 18
文字目ないし 29
文字目※、40 行目
2 文字目ないし 7

			文字目、中表紙の 次の 19 枚目 1 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、2 行 目 1 文字目ないし 21 文字目※、5 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、11 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、27 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、31 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、33 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、35 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※、39 行 目 2 文字目ないし 7 文字目※			
52	11	「配布資料一覧」	資料 6 の資料名	同上	100	第 5.3 (6)
53	12	「資料 1」議事要 旨	7 行目 16 文字目 ないし 19 文字目、 24 文字目ないし 8 行目 9 文字目	同上	101	第 5.3 (3) ①
54	13	「資料 2」我が国 の物質指定に関す る考え方	17 行目 2 文字目な いし 20 行目、21 行目 17 文字目な し 22 行目 13 文字 目、23 行目 2 文字 目ないし 24 行目、 25 行目 2 文字目な いし 26 行目、27 行目 2 文字目ない し 28 行目	同上	102	第 5.3 (6)
55	14	「資料 3」ないし	左記のうち資料 3	同上	103	第 5.3 (6)

		「資料5」	の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて2行目ないし4行目、6行目ないし8行目、10行目ないし14行目※、16行目※、資料4の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて2行目ないし6行目、8行目ないし11行目、13行目ないし17行目※、19行目ないし20行目※、資料5の「特徴」欄記載事項の次の行から数えて2行目ないし4行目、6行目ないし8行目、10行目ないし14行目※、16行目※		-105	
56	15	「資料6」	1枚目の2行目以降全ての部分	同上	106 -160	第5.3 (6)
57	16	委員一覧	6行目ないし14行目	同上	164	第5.3 (4)
58	18	委員一覧	5行目ないし13行目	同上	167	第5.3 (4)
59	20	委員名簿	5行目ないし13行目	同上	171	第5.3 (4)
60	21	メール文面	1枚目の1行目の河田啓重のメールアドレス、2行目の差出人のメールアドレス、4行目	法第16条第1項第1号イ	218 -219	第5.3 (7)

		ないし5行目の宛 先のうち1人目、 2人目、4人目な いし6人目のメー ルアドレス、6行 目ないし9行目の CCのうち2人目、 4人目ないし10 人目、12人目、14 人目、15人目のメ ールアドレス、2 枚目の最終行のメ ールアドレス			
--	--	--	--	--	--

別紙4 利用に供することが相当と判断する利用制限情報

*表中の「利用制限するとした文書の件名等」は「別紙3」の記載に合わせた。

(平成27年度諮問第1号)

No.	別紙1に 対応した No.	利用制限するとした文書の 件名等	利用に供すべき情報	代替物頁
1	4	承認依頼書	囲みの下の区画の2行目8文字目ないし13文字目	7-8
2	12	承諾書	「電話番号」欄記載事項、「FAX番号」欄記載事項	20

(平成27年度諮問第2号)

No.	別紙1に 対応した No.	利用制限するとした文書の 件名等	利用に供すべき情報	代替物頁
3	2	委員一覧	9行目1文字目ないし3文字目、10行目1文字目ないし7文字目、11行目1文字目ないし5文字目、12行目1文字目ないし3文字目、13行目1文字目ないし7文字目、14行目1文字目ないし5文字目、15行目1文字目ないし3文字目、16行目1文字目ないし7文字目、18行目1文字目ないし5文字目、19行目1文字目ないし3文字目、20行目1文字目ないし7文字目、21行目1文字目ないし5文字目、22行目1文字目ないし3文字目、23行目1文字目ないし7文字目、24行目1文字目ないし5文字目、25行目1文字目ないし3文字目、26行目1文字目ないし7	53-54

			文字目、27 行目 1 文字目ないし 5 文字目、28 行目 1 文字目ないし 3 文字目、29 行目 1 文字目ないし 7 文字目、30 行目 1 文字目ないし 5 文字目	
4	6	「資料 2」	「資料 2」に振られた頁 3 の 17 行目 2 文字目ないし 14 文字目、18 行目 1 文字目、19 行目 1 文字目	64-66
5	11	「資料 7」	資料名	170 -171
6	12	「資料 8」	資料名	190 -191
7	14	委員連絡先	2 行目 5 文字目ないし 6 文字目、12 行目、14 行目 5 文字目ないし 6 文字目、15 行目 1 文字目ないし 5 文字目、17 行目 1 文字目ないし 3 文字目、18 行目 1 文字目ないし 6 文字目、19 行目 1 文字目ないし 7 文字目、20 行目 4 文字目ないし 5 文字目、21 行目 1 文字目ないし 5 文字目、23 行目 1 文字目ないし 3 文字目、24 行目 1 文字目ないし 6 文字目、25 行目 1 文字目ないし 7 文字目、26 行目 5 文字目ないし 6 文字目、27 行目 1 文字目ないし 5 文字目、29 行目 1 文字目ないし 3 文字目、30 行目 1 文字目ないし 6 文字目、31 行目 1 文字目ないし 7 文字目、32 行目 5 文字目ないし 6 文字目、33 行目 1 文字目ないし 5 文字目、35 行目 1 文字目ないし 3 文字目、36 行目 1 文字目ないし 6 文字目	228

		目、37 行目 1 文字目ないし 7 文字目、38 行目 5 文字目ないし 7 文字目、39 行目 1 文字目ないし 5 文字目、41 行目 1 文字目ないし 3 文字目、42 行目 1 文字目ないし 6 文字目、43 行目 1 文字目ないし 8 文字目、44 行目 5 文字目ないし 6 文字目、46 行目 1 文字目ないし 5 文字目、48 行目 1 文字目ないし 3 文字目、49 行目 1 文字目ないし 6 文字目、50 行目 1 文字目ないし 8 文字目、51 行目 4 文字目ないし 5 文字目、52 行目 1 文字目ないし 5 文字目、54 行目 1 文字目ないし 3 文字目、55 行目 1 文字目ないし 6 文字目、56 行目 1 文字目ないし 7 文字目	
--	--	---	--

(平成 27 年度諮問第 4 号)

No.	別紙 1 に 対応した No.	利用制限するとした文書の 件名等	利用に供すべき情報	代替物頁
8	7	「資料 2」我が国の物質指定に関する考え方	17 行目 2 文字目ないし 14 文字目、18 行目 1 文字目ないし 2 文字目、19 行目 1 文字目ないし 2 文字目	45
9	13	「資料 2」我が国の物質指定に関する考え方	17 行目 2 文字目ないし 14 文字目、18 行目 1 文字目ないし 2 文字目、19 行目 1 文字目ないし 2 文字目	102